

平成29年度

第3回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成29年6月5日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第3回農業委員会総会を大多喜町役場本庁舎第3会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 時効取得を原因とする農地について

報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘

2番委員：佐川順一郎

3番委員：齋藤豊彦

4番委員：君塚作治

5番委員：磯野幸作

7番委員：押元康郎

8番委員：猿田義久

9番委員：浅野幸男

10番委員：山岸 潔

11番委員：岩瀬貞夫

<欠席委員> (1名)

6番委員：藤平重男

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 小高一哉 寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 0 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今から平成 29 年度第 3 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は 10 名の委員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立します。なお、藤平委員におかれましては、本日都合により欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告します。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定により岩瀬会長に議長をお願いします。

議長（岩瀬会長）

議事日程 3 議事録署名人の氏名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を 5 番の磯野委員、7 番の押元委員を指名します。

議事日程 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。議案第 1 号 番号 4 及び 5 について一括して説明した後、担当委員の現地調査報告をお願いします。それでは、説明に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 29 年 6 月 5 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号 4 面白地先 1 筆 地目 田 地籍 998 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 譲受人 所有する農地に隣接する土地であり、耕作に便利なので取得したい。譲渡人 譲渡人の要望に応じるため。権利内容 売買による所有権移転。

番号 5 下大多喜地先外 1 筆 地目 田及び畑 地籍合計 5,774 m² 権利者 いすみ市〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 譲受人 自作地の隣接地である申請地を取得し、規模拡大を図る。譲渡人 高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したいため。権利内容 売買による所有権移転。この案件は委員皆様のご存じのとおり、平

成 29 年 3 月の総会に提出された案件でございますが、譲渡人の農業者年金受給の関連上、一旦取り下げられた案件の再提出でございます。

番号 4 及び 5 の地籍権利取得後の農業経営の実態は、2 ページに記載のとおりです。これらは、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号 4 については 1 番 加曾利委員が現地調査を行っていただきましたので、その報告をお願いします。

加曾利委員（1 番）

それでは、私の方から現地調査の報告をさせていただきます。5 月 31 日午前 9 時から測量会社立会のもと現地調査を行いました。

資料 3-4 を見てください。申請地は、県道勝浦小田代線から横に入った場所にあり、この土地は昨年農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請がなされた土地の隣接地であり、その隣接地より 2 m ほど下がっております。現況は、雑草がところどころ生えていますが、草を取り、耕せば農地として使用できる状態となっております。譲受人は、申請地の周りも野菜等を耕作しており、申請地は地続きとなるため耕作しやすくなると言っております。以上で現地調査報告を終わらせていただきます。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。1 番 加曾利委員の現地報告が終わりました。番号 4 に関してご質問等のある方はお願いします。

齋藤委員（3 番）

この申請地は、湿った土地ですか、それとも乾いた土地ですか。

加曾利委員（1 番）

譲受人が既に耕作している土地よりも 2 m 下がっているが、申請地の横に水路が通っているので、水はけが悪い土地では無いと思います。

議長（岩瀬会長）

他に質疑等はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

それでは、番号4については異議なしと認め可決されました。続きまして番号5については10番 山岸委員に現地調査の報告をお願いします。

山岸委員（10番）

この申請地は、昨年度に一度取り下げられた土地であり、3月11日に現地調査を行いました。再度6月3日に現地調査を行いましたので報告します。この申請地2筆とも、県道大多喜一宮線からちょっと入ったところにあります。田の現況は、休耕田ですが保全管理をされており、給排水もしっかりしていることから水田にすることは容易と思われれます。畑の現況は、植木畑となっており、草刈り等を行い管理させております。排水溝も整備されていて畑として使用する分には十分であると思われれます。譲受人は、この土地で付加価値の高い作物を作りたいと言っておりました。両方の土地が近くにあるため作業効率が高いと言えます。以上です。

議長（岩瀬会長）

ありがとうございました。10番 山岸委員の現地報告が終わりました。この件に関してご質問等のある方はお願いします。

浅野委員（9番）

隣接地である申請地を取得と書いてあるが、申請地の隣の土地は譲受人〇〇〇〇が所有しているのか

事務局（寺井）

この隣接地というのは、申請地の隣の土地という意味ではなく、譲受人が耕作している土地がいすみ市の大多喜町寄りにあるという意味合いの隣接地と伺っております。

議長（岩瀬会長）

他に質疑等はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

それでは、番号5については異議なしと認め、これで議案第1号は可決となりました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

それでは3ページをお開きください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第5条の規定による一時転用を伴う農地造成の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成29年6月5日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

こちら番号2から5まで同一の権利者となっておりますで、権利者以外を番号別に説明させていただきます。番号2 湯倉地先1筆 地目 田 地籍 1,653㎡の内702㎡ 農地種別 2種 農用地区域外 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 大多喜町〇〇〇〇氏。番号3 湯倉地先1筆 地目 田 地籍 875㎡の内54㎡ 農地種別 2種 農用地区域外 義務者 東京都足立区〇〇〇〇氏。番号4 小苗地先外1筆 地目 田 地籍2筆合計 2,194㎡ 農地種別 2種 農用地区域外 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏。番号5 小苗地先外3筆 地目 畑及び田 地籍4筆合計 1,714㎡ 農地種別 2種 農用地区域外 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 権利者 長生郡長生村 株式会社〇〇〇〇〇 事由 申請地は、隣接する道路から2～3m低く、道路の脇に雨水が流れる水路があるため、道路の一部が侵食され、車で通るには危険な状態である。また、水路も未整備のため一部壊れ、農地に水が流れ込み、地表が常にぬかるんだ状態になっている。このため、農地を嵩上げして日照時間を増やし、道路及び排水路の整備をして一団の土地になるように農地造成を行い、農地の有効利用をしたい。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号について3番齋藤委員が現地調査を担当していただきましたので、報告をお願いします。

齋藤委員（3番）

現地調査は5月30日午前9時ごろから、権利者及び事務局2名で行いました。

資料5-2, 3, 4, 5をお開きください。申請地は、町道中野大多喜線の〇〇地先にあり、今回で4回目となり、既に農地造成を行ったところは綺麗に整地されている状態であり、今回の更にその先の土地について農地造成を行う申請となります。現状は、山間谷津田で隣接地の山林からの木が生い茂り、昔は2トン車が通れるがあったようですが、現在

は草が生え、獣害により道が荒らされ、ところどころ崩れている状態であります。初めは道沿いから造成を行ったわけですが、そこが素晴らし農地に生まれ変わったということで、地権者からの強い要望により、この農地造成を行うこととなったようです。造成終了後は、梅を植栽する計画となっております。また、隣接地への同意はいただいているそうです。以上です。

議長（岩瀬会長）

3番 齋藤委員から現地確認の報告がありました。質疑等のある方はお願いします。

山岸委員（10番）

今回の申請で4回目となるが、最初に行った道路脇の農地造成とでは、どちらの規模が大きいですか。

齋藤委員（3番）

今回の申請の方が面積は大きいと思われます。また、事業の期間は最大で3年間となっていることから、発生する土量によって造成範囲を計画していると思われます。

山岸委員（10番）

排水は、問題なく処理されているのですか。

齋藤委員（3番）

今までの造成された農地には、4mの土側溝に防水シートを張り、耐久性を持たすよう工夫がされております。今回の申請地も同じように施工すると言っております。通常の雨水については地下浸透されると思われます。

佐川委員（2番）

防水シートを施工しなければいけないのですか。

事務局（寺井）

県からは、特に指示を受けていなかったようですが、権利者は、今後側溝が崩れたり、掘れたりするのを防ぐ目的で施工したようです。

君塚委員（4番）

造成した農地は、嵩上げしたことにより道路からの進入も容易になり、耕作放棄地となっていた農地が造成したことにより利用価値が上がるということは非常に良いことだと思います。

議長（岩瀬会長）

他に質疑等はありませんか。

議 場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、議案第2号について異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

異議なしと認め、議案第2号は可決となりました。

続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

5ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成29年6月5日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

認定番号29-8から29-12までを説明します。農用地利用集積計画各筆明細書 29-8につきましては、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町の〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、小土呂地先 田1筆の1,050㎡で賃借権の新規設定であり、賃料はこしひかり1等米60kg、期間が平成29年6月6日から平成32年6月5日までの3年間 借賃の支払 毎年12月31日までに持参払となります。次に29-9につきましては、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、小土呂地先 田1筆の2,602㎡で賃借権は新規設定であり、賃料は米120kg、期間が平成29年6月6日から平成39年6月5日までの10年間 借賃の支払 毎年10月31日までに持参払となります。次に29-10につきましては、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、小土呂地先 田1筆の681㎡で賃借権は新規設定であり、賃料は米60kg、期間が平成29年6月6日から平成32年6月5日までの3年間 借

賃の支払 毎年10月31日までに持参払となります。次に29-11につきましては、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、石神地先外4筆 田 合計6,849㎡で貸借権は再設定であり、賃料は10a 当り米30kg、期間が平成29年6月6日から平成35年6月5日までの6年間 借賃の支払 毎年9月30日までに持参払となります。次に29-12につきましては、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、下大多喜地先 田及び畑2筆の5,774㎡で使用貸借権は再設定であり、期間が平成29年6月6日から平成30年6月5日までの1年間となります。なお借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は11ページのとおりで。

すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

浅野委員（9番）

整理番号29-9と29-10について、現況は1枚の田になっているが、それぞれ期間が違うのには何か理由があるのですか。

事務局（寺井）

受け付けの際に、それぞれに設定期間を確認したところ、本書のとおり間違いのないことでした。

議長（岩瀬会長）

他に質疑等はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、議案第3号について異議ありませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

議案第3号については、異議なしと認め、議案第3号は可決となりました。議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

12ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成29年6月5日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号5 所在地 下大多喜地先外7筆 地目 畑及び田地籍8筆合計 11,222 m² 登記原因・日付 相続 平成29年4月21日 権利者 茂原市〇〇〇〇氏。番号6 所在地 田丁地先外2筆 地目 畑及び田 地籍3筆合計 1,420 m² 登記原因・日付 相続 平成29年4月19日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。番号7 所在地 紺屋地先外1筆 地目 畑 地籍2筆合計 220 m² 登記原因・日付 相続 平成29年4月19日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。番号8 所在地 紺屋地先外1筆 地目 畑 地籍2筆合計 362 m² 登記原因・日付 相続 平成29年4月19日 権利者 東京都江戸川区〇〇〇〇氏

14ページをお開きください。報告第2号 時効取得を原因とする農地について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の時効取得に係る通知があったので、報告する。平成29年6月5日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号1 所在地 紺屋地先1筆 地目 畑 地籍 188 m² 登記原因・日付 時効取得 昭和42年7月24日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 茂原市〇〇〇〇氏。

15ページをお開きください。報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり、農用地使用貸借権の中途解約に係る通知があったので報告する。平成29年6月5日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫。

番号2 所在地 下大多喜地先外1筆 地目 田及び畑 地籍2筆合計 5,774 m² 貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏 借受人 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 経営移譲年金を受給しており、一部の農地について適格要件を満たした第三者に所有権移転するため。

議長（岩瀬委員）

以上、報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います

議 場

います。質問のみ受け付けます。

質問等なし

議長（岩瀬委員）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

事務局からは特にありません。

局長（吉野）

委員さんの方から何かありますでしょうか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉 会（午後2時59分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月5日

会 長 岩瀬貞夫

署名委員 磯野亨作

署名委員 押 元 康 郎